

立法政策学講義2023 —記録と資料

岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰

1. はじめに

本稿は、立法作業の法学教育における意義について考察しつつ、その実践例である2023年度秋学期の獨協大学法学部「基礎演習」において実施した法案作成の取組みについて紹介することを目的とする¹。

なお、基本的な流れについては、例年とほぼ同様であるので重複する部分は可能な限り省略している。以前の取組みを紹介した論考などもあわせて参照されたい²。

2. 経緯

獨協大学法学部の「基礎演習」は、法学部2年生向けの必修科目であり、1クラス10～15名程度（今期は12名）の少人数科目となっている。内容は各担当教員によって異なるが、学生が自ら調べて発表するという主体的・能動的な学修を実践し、法学部で学ぶ上での不可欠な知識の修得を目指すものである。

執筆者の一人である岡田の担当クラスにおいては、他の執筆者の監修・協力の下で立法作業のグループワークを中心とした授業を行った。その授業内容は、

履修者自らが政治・経済・社会における諸課題を発見し、それを分析・評価し、有効な解決策として国会が制定するような法律案を具体的に企画・立案することで、立法の役割・性質・制定過程についての理解を深めることにある。今回は、授業の履修者で4グループを作成したほか、獨協大学及び立正大学の憲法ゼミに所属する3年生有志も参加し、最終的には合計6グループで実施することになった。

なお、この授業での取組みは、特定の法案内容に対する賛否を示すことを目的とするものではないことを改めて確認しておく。

3. 2023年度授業の記録

(1) 全体の流れと概要

当年度の授業は概ね【表1】のスケジュールで実施された。9月下旬から翌年1月中旬までのおよそ4か月の期間で法律案の作成に至る。

新型コロナウイルスに対する懸念が薄れ、原則として対面授業の実施が求められる状況であったが、授業のデジタル化が進んでおり、コロナ禍で導入された情報技術がかなり活用されている³。

対面授業が解禁されたこともあり、前年度に実施

¹ 授業資料や提出物等については、紙幅の関係で一部紹介するとどめている。これらの資料等は以下の脚注に記載されたURLにおいて参照できる。

² これまでの取組みの記録として、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰「続・立法政策学ことはじめ—大学生による法案作成授業の取組み」地域総合研究所紀要（獨協大学）16号（2023年）29-41頁、同「立法政策学ことはじめ—大学生による法案作成授業の取組み」地域総合研究所紀要（獨協大学）15号（2022年）41-53頁、同「模範議会2018—記録と資料」白鷗大学論集34巻2号（2020年）197-246頁、同「模範議会2017—記録と資料」白鷗大学論集33巻2号（2019年）209-270頁、同「模範議会2016—記録と資料」白鷗大学論集32巻2号（2018年）179-233頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会2015—記録と資料」白鷗大学論集31巻1号（2016年）177-228頁、同「模範議会2014—記録と資料」白鷗大学論集30巻2号（2016年）227-279頁、同「模範議会2013—記録と資料」白鷗大学論集29巻1・2合併号（2015年）333-392頁、同「模範議会2012—記録と資料」白鷗大学論集28巻1号（2013年）377-434頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会2011—記録と資料」白鷗大学論集27巻1号（2012年）353-414頁、岡田順太「模範議会2010—記録と資料」白鷗大学論集26巻1号（2011年）391-431頁を参照。

³ 例えば、グループワークの方法については、録画の提供により説明することにした。

<http://www.youtube.com/watch?v=bXurlVQydS0>

【表1】授業スケジュール概要

	日付	内容
準備期間	9月27日(水)	ガイダンス
	10月11日(水)	法案構想へのコメント
Ⅰ期	10月18日(水)	グループ分け・法案決定
	11月8日(水)	第1セッション法案骨子説明
法案ディベート		
Ⅱ期	12月13日(水)	第2セッション法案要綱説明・予備投票
	12月20日(水)	中間講評
Ⅲ期	1月10日(水)	第3セッション法案説明・本投票
	1月17日(水)	講評(オンデマンド)

した憲法ディベートの成果も踏まえ⁴、Ⅰ期～Ⅱ期の間の4回分の授業を利用して、各グループの法案を題材にしたディベートを取り入れることにした。

(2) 個人法案構想

準備期間を経て、提出された個人法案構想は【表2】の通りである。一応のテーマとして、LGBTなどのマイノリティの社会的包摂・統合に関する事柄を中心に検討するように指示しているが、個人的関心が強ければ、それ以外のテーマでも構わないことにしている。

提出された個人法案構想に対して、法律として対応すべき問題か、事実関係を正確に把握できているか、目的の設定が適切か、実現手段は相当か、目的に対して合理的な手段が採用されているか、制度の創設によって規制される権利・利益の検討がなされているかといった観点から、個別にコメントを行うのは例年通りである。

その際、本投票における採点項目(【表3】)について説明をし、各項目において高順位が得られるように改めて個人法案構想を検討し直すように指示を行う。

【表2】個人法案構想一覧

法案名	法案の目的
改正公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)案	教職員の時間外労働に対する「教職調整額」の規定を変更することによって教職員の時間外労働の抑制や教職員志望者数の増加、教員の退職者数の減少に繋げることである。
公立小中学校給食費無償化法案	公立小中学校の給食費を全国一律無償化することで家庭への負担軽減を図る。
高等学校授業料無償化法案	多くの人が高校進学をする現在において、授業料を理由に進路を狭めてしまう生徒がいる。教育を受ける権利を金銭的理由で制限されてしまう現状を改善することを目的とする。
改正酒税法	日本では、例外を除き、無免許で酒の自家醸造を禁止している。日本では明治時代に酒税法が制定される以前まで、酒の自家醸造をする文化が存在していた。自家醸造を否定するのは日本の文化を否定することと同義であるから、自家消費をする分に関しては酒の自家醸造を認められるようにする。
改正道路交通法案	高齢運転者による交通事故を減少させるため。
改正道路交通法案	近年増加している高齢者ドライバーによる交通事故を、75歳以上の者に免許証の返納を義務付けることによって防ぐ。

⁴ 岡田順太・横大道聡・栗田佳泰「憲法ディベートの主権者教育的意義—授業での実践例とともに」地域総合研究(獨協大学)17号(2024年)13-28頁。

改正道路交通法案	医師が特定の健康状態にある運転免許保有の患者のことを公安委員会に届け出ることを義務化することで、自動車の運転適正に問題がある者を特定し、事故を減らすこと。
改正ストーカー規制法案	ストーカー行為等への罰則を強化し、ストーカー行為等の発生件数減少に努めることで、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止する。
スポーツベッティング合法化法案	スポーツベッティングの合法化により、国富の流出を防ぎ、国内スポーツ産業の発展を目標とする。
安楽死を認める法案	患者本人の死期が切迫し激しい苦痛によって苦しんでいて真摯に死を望んでいても、合法化されていないため苦しんで亡くなる現状がある。死期が切迫し、激しい苦痛に苦しんでいる患者に対して殺害して苦痛から解放するという状態のときのみ意思表示によってできるようにする。
夫婦別姓法案	現在、男尊女卑の文化はかなり見られなくなってきたが、その廃絶を目指す。LGBTQなどの多様性や自由が社会に浸透しつつある中で、男性はこうあるべき、女性はこうあるべき、といった考え方は時代に沿っていない。夫婦の苗字において、一概に男性に合わせるのではなく、女性が自分の苗字を大切にすること、お互いの苗字を尊重することもそれぞれの自由とする。
生殖補助医療技術により誕生した者に対する情報の開示に関する法律案	第三者からの精子提供により誕生した子供が、出自および精子提供者の情報にアクセスできるようにすること。
転売規制法案	本来手に入るものが入らなくなり困る人をなくす。また転売ビジネスに付随する情報商材等の規制をして、転売自体が公正に行われることを促進する。
主催者側がチケットの顔認証式本人確認を義務付ける法律案	ネットの普及により、主催者側や消費者側に得がなく、出品者のみ利益を多く得るライブチケットなど的高額転売が横行しているため、本当にライブなどに心から行きたいと思っているファンにチケットが渡らず転売を業とする人にチケットが渡るのを防ぐため。
転売抑制法案	転売行為そのものが法律違反に当たるとはならないが、2019年6月に執行された「チケット不正転売禁止法」のようにチケット以外にも定価を大幅に超えて販売し、本想买いたい人が買えなくなるといった事態が起こらないように規制をする。

【表3】投票の際の採点項目

評価項目	評価内容
①企画立案 (政策的妥当性・創造力)	問題発見の着眼点の良さや練度の高さ、理念の一貫性があるかどうか。立法目的設定の適切さ (ex. 「優先的に実現すべき課題か」) と、達成手段の実効性・関連性が見られるか。
②立法事実 (現実的必要性・発見力)	立法を正当化する説得力があるかどうか (ex. 「価値観が偏っていないか」)。事実を客観的にとらえるだけの根拠となる資料を着実に収集し、それを分析できているか。
③立法価値 (法的許容性・設計力)	法体系全体との整合性が取れているかどうか。立法にふさわしい内容か (ex. 「法律以外の手段でも実現できることはないか」)。また、法的保護に値する権利・自由を不当に侵害していないか。

ただし、その際の「指示」が法案内容を一定の価値観のもとに誘導するようなことがないよう、一般的な指示にとどめている。もちろん、明確な「誤り」を避ける必要があり、そこは法学の専門家が適切に指摘すべき点である。

(3) グループ法案構想の選定 (I期)

個人法案構想の再提出後は、抽選により3~4名を1グループとしたグループ分けを行う。各グループでは、各自の個人法案構想を説明し合い、その中から一つの法案を選択する。その結果、法案構想は【表4】の通りとなった(グループE及びFは、本投票から参加する獨協大学岡田ゼミ及び立正大学岩切ゼミ)。

【表4】グループ法案構想一覧

政党名	法案名・概要
A チョコミン党	「改正給特法案」 今日の教職員の時間外労働時間の変化に鑑み、教職調整額の規定を変更する。
B ありが党	「スパイ防止法案」 国家機密情報の保護に関する規定を定め、国家機密情報を海外に流出させる目的で不当な手段を用いて入手し、又は海外に流出させる行為を罰することによって、我が国の国益となる国家機密情報を保護する。
C ホワイ党	「生殖補助医療情報開示法案」 生殖補助医療技術によって誕生した子の出自を知る権利及び、それに関わる情報の管理に関する規定を設ける。
D 日本労働党	「改正国民年金法案」 国民年金第3号被保険者制度を廃止する。
E グループE (本投票のみ参加)	「改正入管法案」 仮放免者及び監理措置対象者の置かれている現行制度を見直し、貧困状況を改善する。
F 丸の内弁党 (本投票のみ参加)	「安楽死法案」 この法律は、安楽死について基本的理念を定めるとともに、安楽死の要件等を規定することにより、人間の生死について個人の尊厳に基づいた自己決定を尊重した医療を実現することを目的とする。

選択された法案のテーマの多くは、2025年になって国政上の争点として注目されるものになっている。もちろん、いずれも授業開始の2023年9月の時点で報道されている問題ではあったが、概して問題提起はされていたものの具体的な解決策が模索されている状況であり、自ら法案を作成するための題材としては適していたと評しうる。

グループAの法案に関しては、当時、頻繁に報道されるようになっており、文部科学省に置かれた調査研究会が2023年4月13日に「論点整理」を示していた⁵。その後、2025年2月7日に改正給特法案(217国会閣法9号)が国会に提出された。

グループCの法案に関しては、不妊治療の法制化を目指す議員連盟が、生まれてきた子どもの「出自を知る権利」について検討を行い、2023年11月にこれを容認する方針を示したところであるが⁶、検討結果を踏まえた法律案(217国会参法1号)が2025年の通常国会に提出されたところである。

グループDの法案は、給与所得者の所得税の支払いが発生する境目である、いわゆる「103万円の壁」に関するもので、与党が過半数割れをした2024年

10月の総選挙において、野党・国民民主党が所得税の基礎控除などの拡充を掲げて躍進し、2025年の通常国会での予算審議の争点となったことは周知のとおりである。

グループEの法案は、難民申請中の不法滞在者が仮放免中に収入を得ることができないことなどが問題とされることを背景に提案されたものであるが、川口市のクルド人問題が広く周知されることで関心が高まっていった。

これらのテーマに対して、グループBやFのテーマは従来から課題が指摘されてきたものであるが、いまだ具体的な解決策が実現していないという点で、法案のテーマとして適切であると言えよう。

(4) 法案要綱の策定及び予備投票(Ⅱ期)

法律案を作成する前段階として、いかなる立法が必要か、なぜそれが必要か、具体的にどのような立法をすべきか、いかなる仕組みを設けようとしているのか、そして当該立法によってどのような効果が期待できるのかなどの点について説明する資料(法案要綱)を作成することとしている。そして、これ

⁵ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/183/index.html

⁶ 朝日新聞2023年11月7日。

が予備投票の対象となる。

法案要綱の策定後は、各グループが法案要綱の説明（プレゼンテーション）を行い、その録画と資料をもとに、専門家と履修者が上述の評価項目に従って投票を行う⁷。

具体的には、グーグルフォーム上に法案と説明動画（Zoomで録画したもの）を掲載し、投票フォームによる投票を行う方式で実施した。このICTを活用した投票方法は、授業外・学外の参加を容易にし、また、履修者へのフィードバックも容易かつ迅速に行うことができ、教育的意義も大きい。

予備投票の結果は、【表5-1・2】の通りである。投票は、各項目1位（4点）、2位（3点）、3位（1点）、4位以下（0点）として評価される。なお、履修者は自分のグループ以外の法案に投票をすることになっている。また、専門家の投票は、総計値が履修者投票の総計に近くなるように整数倍して全体集計に加えることにしている。なお、今回は専門家の担

当する授業の履修者にも投票を呼びかけたため、全体で162名の投票があった。

総計としては、1位がグループC（3,715点）で、以下、D（3,426点）、A（3,319点）、B（2,555点）となった。専門家票も履修者（学生）票も、グループCを1位にしている点は共通するが、専門家票では2位以下との点数差が大きい。これは、専門家の視点で、法案要綱で示された解決策の具体性や実現可能性といった点が高く評価されたものと思われる。逆に、グループBの評価については、履修者票と比べてかなり低くなっている。これは、概して学生の視点では、具体的な内容よりもテーマや問題提起を評価の中心に置いていることとのギャップが生じているものと考えられる。これらの点は、専門家によるコメント【表6】からもうかがえる。なお、全体集計には影響しないが、プレゼンテーションについても0～5点で評価している（【表7】）。

【表5-1】予備投票結果（専門家集計）

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A（チョコミン党）「改正給特法案」	450	570	510	1,530
B（ありが党）「スパイ防止法案」	150	330	270	750
C（ホワイ党）「生殖補助医療情報開示法案」	660	630	540	1,830
D（日本労働党）「改正国民年金法案」	570	510	510	1,590

【表5-2】予備投票結果（履修者集計）

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A（チョコミン党）「改正給特法案」	607	603	579	1,789
B（ありが党）「スパイ防止法案」	606	600	599	1,805
C（ホワイ党）「生殖補助医療情報開示法案」	636	626	623	1,885
D（日本労働党）「改正国民年金法案」	615	621	600	1,836

【表6】予備投票時の専門家コメント

（全体として）

- ・全体的によく検討された内容で完成度が高い法案要綱であったといえる。いずれも時事的に関心が高く重要な問題となっていて、他の法制度や諸外国との比較もよくなされていると感じた。これらを具体的に法律案に結実できるかが、最終的な課題であり、各グループの更なる検討作業に期待したい。
- ・問題の指摘は重要であるし、プレゼンは一定水準で分かりやすいが、問題解決の手段としての検討において甘い部分があるので、厳しい意見に耳を傾けて改善策を練る姿勢が欲しい。

⁷ 予備投票の資料・投票フォーム：<https://forms.gle/ZDSWCj2GvXdgJViC6>

- ・時間の限界もあるなかで、みなさん真摯に、それぞれの発見した課題に向き合っていると感じました。一方、おそらく資料作成・プレゼン原稿執筆段階で、落とした(落としてしまった)情報も少なくなかったのではないのでしょうか。網羅するのは難しいのですが、主だった論点についても何らか目くばせできているとなおいいと思いました。
- ・例年に比べ、実際の社会問題にフォーカスした法案が多い印象を受けたが、その一方で、新たに問題を発見するというよりも、すでに問題となっていることを取り上げたという印象も受けた。

(A (チョコミン党)「改正給特法案」)

- ・立法事実の発見という点では、意義のある提案であると考えるが、教員志望者数の増加という目標達成のために調整額を引き上げるという手段を採用するのは、実現性や費用対効果の面で疑問が残る。
- ・公立学校の教員という職業を、一般的な会社員やアルバイトと同じように捉え、働いた分は給料を払おうという発想から抜け出して広い視野で政策立案を行うべきであろう。そのためには、明治期に近代的な学校制度が導入され、師範学校が設置された経緯に遡りつつ、教員に求められる役割や教育の在り方などについて、憲法上の教育を受ける権利との関係で考察する姿勢が必要であると思われる。
- ・かつては大学時代の奨学金について、一定年数、教員として勤務すれば返済を免除される仕組みが存在していたが、それと今回の提案との関係性についての考察が欠けているように思われる。
- ・調整額の変更にあたり法改正が必要になるという点で、立法価値は存在するが、それ以前の政策枠組みにおいて熟考を要する。
- ・「時間外労働に対する「教職調整額」の規定を変更することによって教員志望者数の増加を図ること」が立法目的とされていますが、教員志望者の減少は給与のみに要因があるのでしょうか。給与を上げることと教員志望者数は増加するという点に、合理的な関連性はあるのでしょうか。
- ・教員志望者の減少は全国的な問題かもしれませんが、地域間格差等もあるのではないのでしょうか。その場合、喫緊の課題として対応すべき対象は、教員数が不足している都道府県ではないのでしょうか。
- ・15%という数字についてどのような具体的根拠があるのか、について説明があるとよかったです。
- ・この法案の目的に対して効果が期待できることはわかりやすく伝わってきた(数字を適切に使うことができていた)。やや細かいところから言うと、地方公務員法関係については、内容・表現とももう少し検討・改善できたように思う。大きなところでは、反対論(とくに給特法の改正が教員の働き方の実態に見合うのか(より高額の調整額になるのではないか)、あるいは働き方の改善につながるのかといった疑問)についてももう少し詳しく触れることができていてもよかったですように思う。
- ・タイムリーな問題を取り上げた着眼点のよい法案。教職調整額の引き上げ自体は良いと思うが、教員不足の解消方法としてはやや疑問がある。資料でも指摘しているように、大きな問題は長時間の時間外労働であり、そうだとすれば、人員増員がファースト・オプションではないか。
- ・丁寧な調査がなされていると思うが、以下何点かコメントしたい。教員の給与体系の説明は報告の前半でなされた方が全体の理解にとって良かったと思う。比較法検討が何の参考にされているのか不明確であった。なぜ一律15%という数字になったのかのより詳細な説明が欲しいと感じた。

(B (ありが党)「スパイ防止法案」)

- ・懸念している事柄がすべて抽象的で、何を具体的に問題とし、どうしていきたいのか、よく分からなかった。
- ・「同盟国からの情報提供が得られない」なら、自らが情報収集する体制を構築する方が有用ではないのか。巷間、「日本にはスパイ防止法がないからスパイ天国だ」とする言説が蔓延しているが、「スパイ防止法」という名称の法律を制定しただけでは何も改善しない。諸外国の「スパイ防止法」がどのような条文になっているのか、その具体的な内容を研究するなどの努力が一層必要となるだろう。
- ・特定秘密保護法の適用対象を拡大するのと何が異なるのかという点もよくわからない。
- ・自分が「スパイ防止法」で取り締ま「られる」というイメージが持てていない。大河原化工機事件のように、経済安全保障の観点から事件がでっち上げられ、1年以上勾留される事態に照らし、そのような間違いが生じないようにするにはどうすればいいかという検討が完全に抜け落ちてしまっている。
- ・スパイ活動の実態を十分に理解していないようにも感じる。逆に、スパイが狙う情報が何なのかの理解にも欠けている。
- ・情報収集活動の舞台がサイバー空間を主戦場とする今日において、スパイが情報を採りに来るのかのような前提の法律に問題はないのか、再考してもらいたい。
- ・処罰対象となるスパイ行為「そのもの」とは何を対象としているのでしょうか。
- ・「各行政機関の長が指定した特定秘密」を「窃取」する者について、特定秘密と知らずに「窃取」した場合とどのようにすみ分けるのでしょうか。ここでいう「窃取」とは、窃盗罪でいうところの「窃取」と同義でしょうか、それとも別の行為をいうのでしょうか、またどういった対象から窃取することが要件でしょうか。
- ・萎縮効果の観点から、一般人から見てこの「特定秘密」かどうかは判断できるのでしょうか。
- ・この「特定秘密」を通常の警察が捜査することになるのでしょうか。警察官はこの「特定秘密」をすべて把握することはできるのでしょうか。
- ・憲法との関係で、「憲法上の要請による多少の制約は許容される」ということについて、もう少し丁寧に検討すべきではないのでしょうか。どのような人権がどのように制約されており、その制約はどのように正当化されるのでしょうか。
- ・クリアランス関連以外では、従来の秘密保護法制との違いがあまり説明されていないように思われた。刑罰を重

くするといのであれば、処罰の対象や趣旨を明確にする必要があるのではないか。

- ・特定秘密保護法や「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」との関係についてもう少し詳しく（制定の経緯や廃案となった経緯）触れた方がよかった。
- ・問題意識はよいが、現在の動向をもう少しきちんとフォローするとなおよかった。具体的には、経済安全保障推進法のもと、現在、セキュリティクリアランスが進んでいる。それらとの関係を整理して本法案の重要性を論じてほしい。報告者のプレゼンはわかりやすく評価に値する。
- ・極めてシンプルなスパイ防止法案でなぜ多種多様な手口で行われうるスパイ行為に対処可能になるのかについてより詳細な説明が必要であると思われる（罰則の強化等で対応できるものではないだろう）。また、知る権利との関係に言及されていたが、なぜ、知る権利に関する懸念がないと言えるのだろうか。特定秘密の指定に関するルールや秘密指定の適切さをチェックするシステムについても考える必要があったのではないかと思われる。

(C (ホワイ党)「生殖補助医療情報開示法案」)

- ・日本のように戸籍制度がない国では、自ら公文書館に向いてルーツを知ることが行われている。その意味で、日本と諸外国では「出自を知る権利」の意味合いが異なるのであるが、その点についての考察がなされていないのではないか。
- ・重要な問題にチャレンジされているように思いますが、いくつか検討が荒い部分があるのではないのでしょうか。たとえば、「出自を知る権利」は憲法上どのように根拠づけられるでしょうか、「出自を知る権利」はすべての子供に保障される権利であるとしていますが、そもそもその権利はすでに保障されているのでしょうか、またそれをどのように説明することができるのでしょうか。
- ・法制度の詳細について、立法目的との関係で合理的かどうか不明なものや、プライバシーとの関係で、どのように比較衡量を行ったかが不明な点がありました。たとえば、情報管理機関が厚生労働省であるのはなぜでしょうか。また開示年齢を15歳とする積極的な理由はあるでしょうか。それと関連して、開示内容(情報)を「氏名・年齢・遺伝病」に限定するのはなぜでしょうか(他の権利への配慮でしょうか)。保存期間は公文書管理法との関係でどのように説明可能でしょうか。告知義務というのは誰の誰に対するどのような告知義務でしょうか。
- ・批准した条約の国内適用に関しては、そもそも条約が法律と同等または上位であるとするならば、個別事案ごとにその直接適用なり間接適用(他の法律に読み込むこと)で足りるのではないのでしょうか。また新たな立法が必要である場合、条約の保障を具体化する義務まで立法府に課されるのでしょうか。
- ・重要な着眼点だと思います。ただ、想定される弊害として挙げられている「赤ちゃんポストや特別養子縁組の子との格差」について。これは、これらの子は親を知りえないのに、生殖補助医療で生まれた子だけは親を知ることができることになる、という趣旨だろうか。そうだとすると、特別養子縁組の子についても、今回提案の法制度で対応できるはずであり、むしろこれを対象外とする理由こそが問われるべきではないか。
- ・その他、関連法令との関係では、個人情報保護法との関係について検討があってもよいのではないかと考えた。
- ・発表中에서도誤字に気づけば口頭で訂正した方が好印象。開示年齢が15歳である理由は、他の法律に倣うだけではなく、発達心理学等による実質的な理由付けも必要ではないか(あるいは異なった年齢の場合もありうるのではないか)。
- ・生殖補助医療のうち、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の8条、9条に該当する数がどれくらいあるのかを示したうえで議論しなければならないのではないか。また、法制化以前への遡及適用させるような対応はそれでよいのか疑問が残った。
- ・丁寧な論点を明確化していると思われるが、各論点についてはもう少し詰めることができるように思われた。たとえば、子どもの権利の問題に取組みたいのか、より普遍的に自己の出自を知る権利の問題に取組みたいのかを意識することで、憲法上の利益衡量の仕方や、保存期間の設定、メリットとデメリットの重み付けに差が生じるように思われる。

(D (日本労働党)「改正国民年金法案」)

- ・日本経済新聞社の調査では、年取の壁を意識して働く女性のうち4割弱が政府の対策があっても働く時間を増やさないと答えている(2023年12月25日付記事)。提案している法律案の実効性に疑問を生じる調査結果でもあり、法律案を作成する前に内容を確認しておくことが必要となろう。
- ・近時の新しい働き方に制度が対応しきれていないのは確かであるので、年取の壁といった些細な改革ではなく、今後の働き方のビジョンを示したうえでの法案作成があるとよかった。目先の収入の増加にばかり目を奪われていないか自省して欲しい。学生自身が今後向き合う問題なので、現状に縛られない視野の広さが欲しかった。
- ・「第3号被保険者」を廃止することにより、不公平であるという指摘に対応することについては理解できましたが、「就労への負のインセンティブを解消する」ことに必ずしもつながるか、またそれとともに「物価高騰や最低賃金の引き上げに対応し、世帯の可処分所得を増やす」ことにまでつながるかがよくわかりませんでした。
- ・130万円の壁を超えた収入を求める(またはそうすることを望んでいる)世帯がどの程度いるのかという点、また現実にそれ以下の収入しかなく、第1号被保険者となることでどの程度の負担となるのかという点など、この制度の廃止によって可処分所得が増えない世帯もあるのではないのでしょうか。
- ・こうした廃止の議論はすでに多くなされているところですが、それらの議論と同じ点や異なる点はどこにあるのでしょうか。
- ・「第3号被保険者(3号)」の廃止は今秋に動きのあった熱いトピックであり、アンテナの高さは非常に評価される。一方、それだけに具体的な議論(働き方に対する「中立」の標榜、等)を拾うことはもっとできたはずであり惜しい。

- ・すでに第3号被保険者については、廃止も含めた検討が進んでおり、その後追いの感を受けた。学生らしいオリジナリティのある提案を期待したい。
- ・丁寧な調査の下で提案されていると思うが、3号被保険者を廃止することで生じる負の効果についても説明を加えたうえで、それを上回るメリットがあることを提示していればなお良かった。

【表7】 予備投票プレゼンテーション点（平均点・5点満点）

A（チョコミン党）	B（ありが党）	C（ホワイ党）	D（日本労働党）
3.6	3.8	4.0	3.8

（5）法律案の提出及び本投票（Ⅲ期）

以上の予備投票結果を踏まえ、各グループで内容的な再検討と最終的な法律案の作成に入る。提出物としては、①法律案と②提案理由がまず必須となるが、一部改正法案の場合は、③新旧対照表の作成が必要となる。そして、④想定問答集と⑤法律案の解説があわせて作成される。これらをもとに、プレゼンテーションが行われ、本投票が実施される。

本投票段階から2グループが追加で参加したので、6つの法案を対象に本投票が行われた⁸。結果は、【表8-1・2】の通りである。

総計は、グループDが1位（928点）で、以下、C（920点）、E（919点）、A（661点）、B（598点）、

F（597点）の順であった。なお、本投票における専門家のコメントは【表9】の通りである。また、プレゼンテーションの評価結果は、【表10】の通りであった（グループFは、資料提出のみ）。

履修者票では、本投票から参加したグループEが1位になっているが、専門家の評価は厳しい。テーマ選択（企画立案）については高い評価を受けているものの、仮放免制度の根本的な問題に踏み込むことなく、就労のみを認めるという対症療法的な内容であり（立法事実の低評価）、かつ、現行法上（出入国管理及び難民認定法54条2項、同施行規則49条3項・48条1項4号）、仮放免の可否は行政判断で可能であるので、必ずしも法改正が必要な内容で

【表8-1】 本投票投票結果（専門家集計（整数倍値））

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A（チョコミン党）「改正給特法案」	63	84	56	203
B（ありが党）「スパイ防止法案」	49	56	63	168
C（ホワイ党）「生殖補助医療情報開示法案」	161	161	112	434
D（日本労働党）「改正国民年金法案」	154	154	147	455
E（グループE）「改正入管法案」	161	112	140	413
F（丸の内弁党）「安楽死法案」	56	70	84	210

【表8-2】 本投票投票結果（履修者集計）

グループ名（法案名）	企画立案	立法事実	立法価値	合計
A（チョコミン党）「改正給特法案」	154	155	149	458
B（ありが党）「スパイ防止法案」	146	143	141	430
C（ホワイ党）「生殖補助医療情報開示法案」	166	165	155	486
D（日本労働党）「改正国民年金法案」	165	159	149	473
E（グループE）「改正入管法案」	165	170	171	506
F（丸の内弁党）「安楽死法案」	126	121	140	387

⁸ 本投票の資料・投票フォーム：<https://forms.gle/CP68PXbbK92yjBxSA>

はない（立法価値の低評価）ことなどから、専門家の目線からは現実味に欠ける部分が多いと判断されたと思われる。

最終的に、グループDがグループCを逆転したかたちになっているが、これはグループCが法案化の段階で必須となる、時期や場所、主体、内容、方法

などについて十分に詰め切れなかったことや、なぜ「出自を知る権利」が問題となるのかという点の考察が弱かったことが原因であると思われる。これに対して、グループDは、単純に現行制度の廃止のみを内容とする法案であった点が有利に働いたと考えられる。

【表9】本投票時の専門家コメント

(全体として)

- ・それぞれ問題に対する着眼点もよく、制度設計も詳細にわたるものになっているが、予備投票でも指摘があったように、すでに社会問題化し対応策も指摘されているものがあり、独自の視点や学生らしい自由な発想が見られなかった。目先の課題にのみ視点が置かれていて、社会全体の影響や国家のあるべき姿といった大局的な観点が見落しているものが多かった。また、一見すると論理的に見えるが、内実は感情論に振り回され過ぎていて、結論ありきで政策を組み立てているものもあった。
- ・何がどう問題になっているのかについて、具体的な検討に欠けていた。伝聞資料、二次資料、かつてな思い込みから議論を始めてしまっているようなものもあり、複数の資料を自分の頭で分析し、現状把握を行う方法を身に着けるべきである。
- ・「木を見て森を見ない」というよりも、一枚の葉ばかり見て木すら見ていないような内容のものが多い。
- ・全体として、提案理由、条文内容、効果などをわかりやすく、バランスよく提示する必要があると思われる。また、立法事実や立法内容が十分検討できていないものもあった。
- ・それぞれの視点で現代的課題に切り込んでおり、どれもよく調べられていると思いました。ただ、それでもデータの量や扱い方に違いがあります。ぜひともこれから切磋琢磨してください。

(A (チョコミン党)「改正給特法案」)

- ・問題発見の視点や現状認識においては優れているが、その対応策をもっと練るべきであった。教員不足を給与額の問題に単純化して置き換えており、根本的な問題が大きすぎて手に負えないので見ないようにしている感がある。「教員は大変そうだ」という抽象的漠然としたイメージのみで議論をしているが、教員の日常的な作業や活動などを詳細に見て、どこに問題があるのか具体的に検討するといった作業が必要である。例えば、一回の授業準備にどのような時間と手間をかけているのかといったことを実際にやってみたらどうか。
- ・近年問題となっている事柄に積極的に挑んでいる点は評価できると思いますが、本法案で対象としている主たる問題（法案の目的）となるのは、教職員の時間外労働時間の問題（の解消）、教員採用者の減少傾向の問題（の解消）、または別にあるのでしょうか。またこれらの問題に対応するために、教員の給与を増やすことが提案されていますが、たとえば給与を増やせば、時間外労働時間が多くても教員志望者は増えると言い切れるのでしょうか。
- ・法案資料につき、何が問題で、何をどのように変えるのか、わかりやすくした方がよい。
- ・15%という数字について、やはり説得力に欠けるところがあるのではないかと。また、教員の労働環境を良くするための他の方法もありうるところだが、それについてどのように評価し、その方法よりも給与増額という手法の方がよいと判断した理由についても聞きたいところであった。
- ・教員数の増加のために給与UPは確かに重要な要素であるが(そしてこの点については丁寧に説明されているが)、なぜ、給特法の廃止ではなく、その枠組みで内での対応を検討するのかについての説明がもう少し欲しいと思いました。時間外労働に対する意識が変化していることや教員の働き方の改善の必要性を考慮する必要もあるように思われます。この点からすると、一律の給与増という選択肢が本当に正しいのかについての検討があるとなお良かった。
- ・問題意識はよいし、よく調べているが、根本的な問題として教育に予算をかけることへの理解の不足があるので、それにどう対応するかについても触れてほしかった。また、デメリットに対してどう考えるかも示してほしかった。

(B (ありが党)「スパイ防止法案」)

- ・経済安全保障の観点からのセキュリティクリアランス制度の整備など現実社会の立法の方が進んでいると感じた。法案説明が基本的に80年代の議論でとどまってしまっているし、スパイの姿を映画かドラマに出てくるものと勘違いしているように思う。取り上げた事件には、本来的なスパイ事件ではないものもある。もっと情報収集の意義と方法について背景的な知識を理解した上で法案の検討をすべきであった。
- ・特定秘密保護法などの現行法令の改正ではなく、なぜ新法が必要なのか説得的な理由が最後まで分からなかった。
- ・危機感を煽って必要性を主張するのは分かるが、それをもって憲法上の各種制約が免除される訳ではない。先進各国は国家安全保障と人権保障のギリギリのところでは整備をしており、その微妙なラインを見定める努力をして欲しかった。

- ・歴史的にも大きな議論となった問題にチャレンジされていることは評価できるように思いますが、いくつか疑問点がありました。
- ・たとえば、自民党が以前提案した法案との違いはどこにあるのか、その際の議論はどの程度反映されているのか、憲法上の議論として平和主義の要請を知る権利の制約理由とされていますがそれはどういう意味か、またそれは妥当なのか、特定秘密保護法との関連で「国家機密情報」と「特定秘密情報」の違いは何か、罰則は妥当か、などといった点が気になりました。
- ・また、法案中の用語として、「流出」「国益」などの表現が何を指しているかがわかりにくい気がしました。
- ・プレゼン、資料ともにわかりやすい
- ・条文の文章に、主語と述語が対応しないものもあって、法的効果を生じさせるためには不十分と見受けられるものも見られた。
- ・また、特定秘密保護法との違いが十分に説明されていないように思われた。
- ・特定秘密保護法などの関連法令との関係で、この法律が新たに必要となる理由についてより説得的な説明が必要であると思われる。
- ・特定秘密保護法と比べ、提案する法律であればどの程度曖昧性が回避されているのかはあまりよくわからなかった。罰則が軽いということであれば、特定秘密保護法などの罰則を重くするという改正で十分なのではないか。
- ・また、特定秘密保護法の適用例が少ないという指摘だが、それは直ちに同法が機能していないことを意味しないのではないか。
- ・「国家機密情報」の指定を各行政機関の長が指定するとあるが、恣意的な範囲にならないようにするための仕組みはどうするのか。

(C (ホワイ党)「生殖補助医療情報開示法案」)

- ・考える事例をすべて挙げていうよりは、自分たちが気になった事例だけを念頭に法案作成をしている。ドラマの台本を書いている訳ではないので、起きる可能性が少ないにしても問題となり得る事例をちゃんと拾い上げた上で立案すべきである。子どもに自分が該当者であることを誰がいつどのように知らせるのかといった状況が法案からは見えてこない。知る権利は同時に知らないでいる権利も保障するのではないかとといったことも含めて議論を深めてもらいたかった。現実を知ることの残酷さ存在することについての「悩み」が法案説明から伝わってこなかった。
- ・重要な論点に取り組んでいるように思いますが、いくつか疑問点があります。たとえば、「生殖補助医療により誕生した子供に出自を知る権利が保障されていない」というのはどういう意味でしょうか。ここで知る権利の対象とするべき情報は、提供者の氏名等に限られるのでしょうか。また開示情報などを見ると、遺伝病や近親婚が問題とされていますが、こうした弊害を解消することが本法律の目的となっているのではないのでしょうか。もしそうした目的があるとすれば、生殖補助医療によって起こりうる弊害はほかにはないのでしょうか。
- ・資料はわかりやすいが、1つにまとめてもよいのではないか
- ・立法の意義の大きいものだと思います。他方で、子どもの知る権利以外にも、子の福祉やその他のサポート体制などについても目配りがあってもよかったのでは、と感じました。
- ・法律案の建付けとしても良くできており、説得的であると思いました。
- ・子どもに遺伝的出自を知らせることの是非については議論があるようだが、それについて触れる必要はないか。親に対して出自の告知義務を課すことについてはどう考えるか。

(D (日本労働党)「改正国民年金法案」)

- ・立法技術の問題として、提案内容を実現するためには国民年金法7条から「第三号」を消せばよいのではなく、国民年金法の他の条文で「第三号」を規定する部分を削り・改めるといった作業が必要であり、同じことは厚生年金法、確定拠出年金法及び住民基本台帳法においても行わなければならない。
- ・問題のある部分だけをセンセーショナルにクローズアップして問題を矮小化し、その部分だけを除去すれば問題が解決するかなのようなマスコミ的手法で説明がなされている感がある。上限額が物価上昇を反映していないなら、まずその金額を上げたり、物価スライド制を採り入れるなどの対応策が考えられるのではないか。また、医療保険や税制との関係を放置して立法目的を達成したり、根本的な問題解決につながったりということは考えられないし、非正規雇用労働者の割合が4割を超え、「雇止め」の増加などが課題となる点を無視してはならないと思われる。立法作業をしているのであるから、これまで働く時間を制約されていた主婦目線だけではなく、社会政策的な広い観点からの考察が求められる。
- ・近年の重要な論点に取りくむ法案であると評価できますし、男女間のステレオタイプの就労関係を変化させ、また就労促進、労働不足解消にもつながるような議論であると思います。もっとも、第3号被保険者制度を廃止することで、必ずしも就労へのインセンティブが働くかどうかはもう少しデータも含めて検討していただきたいように思いますし、たとえば移行措置についての激変緩和措置などももう少し議論していただくとよいのではないのでしょうか。
- ・資料は1つのファイルにできるのではないか。
- ・発表時に顔が隠れている。
- ・経過措置に関して、50歳以上の3号対象者だった人はこれから一層働かなければならなくなると思われるが、これは少し酷ではないか。
- ・就労への負のインセンティブの改善のために、第3号被保険者の仕組みを廃止するというロジックを強調していたが、やや説得力が弱いように感じました。第三号被保険者と社会保険原理の関係など、もう少し多角的な視点

から第三号被保険者制度を廃止すべき理由を説明しても良かったかなと思います。

- ・データの示し方がスムーズでとてもわかりやすく説得的だった。反対論についても触れてほしかった。「家庭の築き方」や「子育ての考え方」にどのような変化があるのかについても示してほしかった。

(E (グループE)「改正入管法案」)

- ・「働きたがっているんだから、働かせてあげればいいのに」という思い入れが強すぎて、それによる問題点や対応策が十分に練られていない。また、そもそも現行法制上、必ずしも労働が禁止されている訳ではなく、個別的な判断がされており、法改正が必要な事例ではない。
- ・仮放免制度の就労に限って問題視されているのか、その制度自体を問題視されているのか、さらには在留資格制度全体を問題視されているのかが、若干見えないところがありました。
- ・指摘される問題は仮放免者の就労さえ認めれば解消する問題なののでしょうか。確かに現状で困窮する方の救済は現実的にも必要かつ重要ですが、法案提出（制度設計）に当たり、法制度上は不法な滞在者となってしまう者に対して、就労機会を付与するようなシステムを設計することは、一時的な解消法ではあったとしても、そうした困窮者（ないし国際的な人権を制限される者）を生まない制度設計ではないのでしょうか。
- ・仮放免制度については、就労の他にも、保証金や行動制限、出頭義務、長期間に及ぶことなども問題となるように思いますが、仮放免制度全体の問題として把握するならば、就労の機会の付与のみではなく、給付の必要性など、複合的な問題についても議論したほうが良いのではないのでしょうか。
- ・資料をもう少しわかりやすく。報告はややとぎれる場面が気になった
- ・切実な社会問題に挑む意欲的な法案だと思います。ただ、就労先が自治体が用意することや、あるいは仮放免の対象者の就労を人手不足の解消につなげることは、技能実習制度に似たところがあり、これと同様の問題を生じさせないか、懸念があるのではないかと思います。
- ・複雑な入管法の仕組みについての的確に整理し、現状に対するありうる改善案を提示できているように思われる。外国人の権利の理解をさらに深める余地はある（たとえば、憲法上の権利と国際法上の権利の性質の違いや、外国人の権利が制限されている理由の探求、公益や国家の裁量の考察など）ものの良いプレゼンだったと思われる。
- ・問題意識は鋭い。仮放免者の貧困が一部のマイノリティの問題にすぎないものではないことも、その通りと感じる。ただ、やはり外国人の不法就労がなぜ生じるのかというところに切り込まない点に物足りなさを感じてしまう。

(F (丸の内弁党)「安楽死法案」)

- ・法案の提出理由を説明する資料がないので、不明な部分が多くある。この制度の利用者が高齢者なのか、不治の病にかかっている者なのか、重度の障害者なのか、単に生きるのに疲れた者なのか、念頭に置く事例によって法案の立法目的や趣旨が異なってくる。全くの他人に自分たちの考えを的確に伝える工夫について考えて欲しい。
- ・法律を作成する際には、その法律を正当化する事実（立法事実）の発見が必要である。今日の日本において、提案される法案が必要な立法事実は何であるのか、客観的なデータに基づいて説明することから始めるべきである。法案を提出することだけが目的化してしまっている。また、法案に盛り込まないとしても、他に目的達成し得る手段がないのか検討した上で、この方法しかないと判断したという説明をしなければならない。
- ・「死にたい。どうかして。」という稀有な事例をセンセーショナルに取り上げて極大化するのはマスコミの手法であるが、立法をする際には、そうした課題を解決すべき優先順位が高いのか、立法するとしてどういった制度を構築すべきなのか、制度を運用する上で生じる課題は何かといった制度面での検討と、安楽死を選択する自由は憲法上認められるのか、医師が個人的良心から医療措置を拒否しうるかといった権利面での検討が少なくとも不可欠である。
- ・近時、アメリカにおいて薬物による死刑執行が極度の苦痛を与えるものであるとの指摘がなされるようになり、製薬会社や医師が死刑執行のための薬剤・措置を拒否することが問題になっている。安楽死も筋弛緩剤等を用いた同様の方法によって実施されており、そうした観点からの検討がなされるべきである。そうした意味でも、安楽死についてのリアルさに欠ける法案であった。
- ・法案内容がやや浅い
- ・法案の各条文にはいろいろな検討の跡が見られるところであるが、それらがどのような検討の経緯を経て、どのような理由で選ばれたのか、逐条的に説明があるべきであった。
- ・要件充足の決定は誰が行うのか？実行する医師？だとすると、実行者である医師の責任が重すぎるのではないだろうか。また、医師（あるいは病院）は要件を充足したとしても安楽死を実施しなくても良いということだろうか？もちろん、医師や病院の拒否権は認められるべきであろうが、原則実施、例外的事由による拒否といった法的な仕組みにしなくても適切に機能するだろうか？
- ・個人の尊厳や自己決定といった憲法学上の用語を使うだけでなく、より詳細な議論を展開してほしかった。また、自殺ほう助についてはどうか。

【表10】 本投票プレゼンテーション点

A (チョコミン党)	B (ありが党)	C (ホワイ党)	D (日本労働党)	E (グループE)
3.7	3.3	3.8	4.0	3.8

(6) 小 括

授業終了後の授業評価アンケートでは、授業内容が「役立った」とする評価（「そう思う」、「ややそう思う」）を回答者全員がしており、概して所定の目的を達成したと評し得る。自由回答【表11】からも一定の満足度がうかがえる。これまでの傾向として、能動性・主体性をもって履修者が参加し、グループワークを行うことが高い満足度につながるのであるが、今回はそれがうまくいったと評価できる。

なお、既述の通り、今回は前年度のディベートの成果を踏まえて、法案作成作業だけでなく、第1セッションと第2セッションの間の4週において、各グループの法案内容をテーマとしたディベートを行っている。その意味で、学生の作業的にはかなりの負担となっているが、むしろ積極的に評価する意見もあり、法案を多角的に検討する機会としても意義のあるものであったと思われる。

4. 今後の改善に向けて

最後に、今回、試行的に実施したディベートを併用した法案作成のあり方について、若干の検討をしたい。今回、別の授業で実践した憲法ディベートの方式を用いて⁹、法案を作成したグループ以外の3グループを、賛成班・反対班・審査班に分けてディ

ベートを行った¹⁰。ただ、法案作成を行ったグループの意図や認識とは離れたところで議論が展開されていたり、双方の主張がかみ合わない討論が行われたりすることがあり、何らかのかたちで法案作成グループもディベートに組み入れる方式や、ディベートを実施する前に「質疑のモデル」を使用して¹¹、法案の長所と短所を明確にし、履修者全体の共通認識を持たせるといった工夫を取り入れることが必要となると思われる。

(1) 質問する力

ところで、とかく双方が意見表明に終始することにより陥りがちなディベートにおいては、「質問する力」を引き出すことが重要であると思われる。「問いを発するという行為は、ある考えを無批判に受け入れるのではなく、より深く考え、適切に理解するきっかけとなる」とされ、批判的思考の第一歩として不可欠な要素であると考えられている¹²。この点、裁判員裁判を念頭に、「批判的な視点、自由な視点から、現実を見つけ直す力をどうやって身につけるかが法教育の最大の課題」¹³との指摘や、また、地方議会の活性化の方策として一般質問の重要性を指摘するものがあり¹⁴、司法の場でも立法の場でも「質問する力」を育成していくことが重要であることがうか

【表11】 授業評価アンケート（自由記述）

- ・素晴らしい授業でした。
- ・毎回自分達の報告に良かった点、改善したほうが良い点を教えてくれてとてもわかりやすかったし、教えてくださったおかげで私たちが最初にした報告より色々なことが改善できたと思います。
- ・これまでは法律を読んで理解するという学習をしてきたが、実際に自分たちで法律案を作成するという通じて、法律というそのものの重みや価値をより強く理解することができた。
- ・他の授業では経験することができない法案作成という作業ができたのでとても価値があったと思う。しっかりと段階を踏みながらの進行だったので難なくこなせた。また、ディベートの経験も糧になったと思う。

⁹ この点は、岡田ほか・前掲注（4）23頁でも課題として挙げた。

¹⁰ ディベートの録画は、前掲注（7）の予備投票フォームにリンクがある。

¹¹ 岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発—模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」白鷗大学法政策研究所年報8号（2015年）77頁。

¹² 道田泰司「授業においてさまざまな質問経験をすることが質問態度と質問力に及ぼす効果」教育心理学研究59号（2011年）193頁。

¹³ 石塚伸一「裁判員裁判時代のリーガル・リテラシー」土山希美枝編著『裁判員時代の法リテラシー—法情報・法教育の理論と実践』（日本評論社、2018年）61頁。

がえる。

ディベート教育は1990年代以降に学校教育に多く取り入れられるようになったとされるが、「他者の意見に耳を傾けるという部分より、相手を論破するために議論を組み立てるところに力点がおかれる」という特徴があり、ディベートとともに「話し合い」を学ぶことも必要で、双方を組み合わせた学習が求められているとの指摘もある¹⁵。この点、法教育においても批判的視点から検討する能力だけでなく、「自分とは異なる立場の人を理解する能力も必要」¹⁶との認識とも共通する点がある。その両者に共通する能力が「質問する力」ではなかろうか。

(2) 生成AIの活用

近時、生成AI（人工知能）技術の進展が目覚ましく、教育現場での情報リテラシーの修得が課題となっている。中央省庁においては、職員の業務負担の軽減と、世代間での職務上の技能と知識の伝承の困難性の克服などを目指して、国会答弁案作成に生成AIを活用することが検討されるようになり話題となった。ただ、実際に官僚出身者が検証したところ、実務で耐えられるレベルの答弁ではなく、現場に導入すれば管理職の負担が増えるだけであり、行政効率性が阻害されることを危惧する結果になったという¹⁷。

このように答弁作成を生成AIに丸投げすることには様々な問題があるものの、学生の「質問する力」を育成する目的で生成AIを活用する方策は考えられないだろうか。「質問する力」を高める方式として、単に質問を強制する方法よりも、「…と…の違いは

なにか」といったように批判的思考を誘発するような「質問の型」を示して質問させる方法が質問の質の向上につながるとされる¹⁸。ただ、特に日本の教育において問題とすべきは、学生自身が質問される経験ばかりで、「自分の質問に対して満足な答が得られ理解が深まるなど質問を通して学ぶ体験」が少ないことであり、それを克服すべく「一つの授業の中で異なる形で質問に触れる経験を盛り込むという授業設計」が必要とされる¹⁹。

そのために、事前のグループワークにおいて生成AIを使用しながら質問を作成する方法が考えられる。ここでは、質問の作成を生成AIに丸投げするのではなく、AIとの対話、グループ間の対話、ディベートでの実践、事後検証を通して、「質問を通して学ぶ体験」を重ねることが重要である。「AIの能力を引き出すための質問力を高めることで、私たちはAIとの連携をよりスムーズにし、ひとりの人間では不可能だった成果を得ることができるようになる」²⁰という。今後の実践と検証が不可欠ではあるが、そのように生成AIを補助的に使用し、「質問する力」を涵養していくことが能動的学修に結びつくものと思われる。

(3) ディベートを「楽しむ」

言うまでもないが、ディベートは口論ではない。一方、勝敗を決する必要がある競技ディベートなどでは、相手の矛盾点を突いたり、誤りを指摘したりすることで、一見、言い争いのように見えることもある。にもかかわらずディベートを楽しむこと。それがイメージできたのであれば、それにより得たス

¹⁴ 土山希美枝「教養講座：質問力で高める議員力・議会力（第1回）一般質問の意味と意義：一般質問は『たかが』か『されど』か」地方議会人46巻11号（2016年）51-55頁。

¹⁵ 加納隆徳「学校教育における『話し合い』能力の育成にむけて—東京学芸大学附属高等学校における科目間連携の取り組みから」村田和代編『話し合い研究の多様性を考える』（ひつじ書房、2018年）109-110頁。

¹⁶ 石塚・前掲注（13）61頁。

¹⁷ 原田武夫「国会答弁案作成システムにおける生成AIの活用—『対北朝鮮外交』を題材とした実装の検討」人工知能学会全国大会論文集38巻1J5-OS-10c-05（2024年）1頁。

¹⁸ 道田・前掲注（12）194頁。

¹⁹ 同上194-195頁。

²⁰ 岡瑞起・橋本康弘『AI時代の質問力・プロンプトリテラシー—「問い」と「指示」が生成AIの可能性を最大限に引き出す』（翔永社、2024年）37-38頁。

キルを様々な機会に活かすことができるだろう。

さらに、例えば、大学生が中学生に議論の仕方を指導するなど、学んだ知識を生かす経験も一層楽しみを見出すことにつながるであろう²¹。

以上の観点も踏まえ、今期の授業の成果を分析・検証し、引き続き授業運営の改善と教育方法の検討に努めていきたいと考えている。

【追記】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))「立憲主義に基づく主権者教育の実践—LGBTQ包摂教育を中心とする探究型教材の開発」(課題番号 22K02529)による研究成果の一部である。

(獨協大学法学部教授)

(立正大学法学部教授)

(慶應義塾大学法学部教授)

(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

(千葉大学大学院専門法務研究科教授)

(新潟大学法学部教授)

²¹ 栗田佳泰・岡田順太・横大道聡「大学生による中学生のための模擬国会2022—新潟市・令和四年度『憲法のつどい』の記録と資料」法政理論(新潟大学)56巻2号(2023年)54-87頁。